

(市町村による被保険者情報の登録)

第四条の二 市町村は、法第一百三十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二条第一項、第三条又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という)に提供するものとする。

(修学中の者に関する届出)

第五条 被保険者が、法第一百六十六条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 被保険者が、法第一百六十六条の規定の適用を受けるに至つた年月日

二 被保険者の氏名・住所及び個人番号

三 修学中の学校の名称、所在地及び修学年限

四 被保険者の記号・番号

五 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

六 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

七 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

八 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

九 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十一 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十二 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十三 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十四 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十五 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十六 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十七 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十八 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

十九 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

二十 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

二十一 修学中の学校の名称、住所及び個人番号

一 被保険者が、法第一百六十六条の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、十四日内に、その年月日並びに前項第一号及び第四号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

(障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出)

第五条の四 四十歳以上六十五歳未満の被保険者が、介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十一条第一項の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 被保険者が、介護保険法施行法第十一条第一項の規定の適用を受けるに至つた年月日

二 被保険者の氏名、住所及び個人番号

三 入所又は入院中の施設の名称

四 被保険者の記号・番号

五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第三十七条第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

九 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十一 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十二 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十三 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十四 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十五 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十六 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十七 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十八 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十九 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

四条の二十四第三項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五号から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七条の十二第二号において同じ。)の医療費の支給

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五 削除

六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給

八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給

九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第三十七条第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

十 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十一 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十二 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十三 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十四 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十五 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十六 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十七 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十八 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

十九 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

二十 (平成十九年法律第二百九十二号)第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療省令で定める医療に関する給付

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止費の支給

十 冲縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)第三条又は第四条の医療費の支給

十一 令第二十九条の二第八項の規定による高額療養費の支給

十二 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十三 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十四 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十五 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十六 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十七 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十八 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

十九 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

二十 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

二十一 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

二十二 前号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(特別の事情に関する届出)

第五条の八 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村から求めがあつた場合において、令第一項に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名、住所及び個人番号

二 保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項、第二十七條の十四の二第

一項及び第四項、第二十八条第九項第二号並びに第三十二条の三第二号において同じ。)を納付することができない理由
三 保険者記号・番号

2
世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、合第一条の二に定める他の保険料につき別途支拂うべき保険料の額を減少する旨の届出書(世帯主が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことなどを除く。)があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

3 市町村は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。
（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

市町村から求めがあつた場合には、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

二 が
できる被保険者の氏名、住所及び個人番号
二 その被保険者が受けることができる原爆
般疾病医療費の支給等の名称
三 被保険者記号・番号

者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることによって生じる被災者の氏名、生年又は

3 前二項の届書には、その被保険者が原爆一般
二 その被保険者が受けることができる原爆一般
般疾病医療費の支給等の名称
三 被保険者記号・番号

4 い。
疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。
市町村は、第一項及び第二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることがで能る。

第六
（被

第六条 田畠林は、当該田畠林の区域内に住む者を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者による様式第一号（当該被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合にあっては、様式第一号又は様式第一号の二の二。以下この条において同じ。）による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者登録を

ににおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一号に掲げる書類
イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとしていることを当該書類に記載する旨付ぶ箇当該書類に記載する旨付ぶ箇

が法定代理人以外の者である場合には、委任状

三 前二号に掲げる書類を添えることが困難である場合には、官公署から世帯主に対し一につき限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として再交付の申請をするものとを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類

前項後段の規定にかかるわらば、市町村は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとき又は同様の手続を以て、公簿の右欄に上記二項の

三説七尋三が住戸を有する。古町木が通し、
認めるもの

項の世帯主以外の者が当該世帯主と同一の世帯に属する者であるときは、当該書類を省略させることができる。

該世帯主が住所を有する市町村が適當と認めるもののうち二以上の書類
被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請書には、その被保険者証を
添えなければならない。

2 世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、滞在なく、これを当該市町村に提出しなければならない。

世帯主以外の者が世帯主を代理して第一項の中請をする場合には、同項第一号に掲げる事項の大つた被保険者証を発見したときは、直ちに発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

域内に住所を有する世帯主から被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、当該世帯主に交付しなければならない。ただし、法第九条第三項又は第四項の規定により市町村が当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第二号イからハまでのいづれかに該当するもの（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示し

い。
第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。

の場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により提出するものと見做す。但し、前項の規定による

第七条の二の二 法第九条第十項に規定する厚生年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十六条第一項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに保険料を納付しないこととする。

一 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

第七条の二の三 法第九条第十項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 市町村が、法第九条第十項前段の規定により有効期間を定めて被保険者証を交付した後、その期間内に新たに被保険者の資格を得した者

二 日本の国籍を有しない被保険者であつて、
有効期間内に在留期間が満了する者
三 有効期間内に七十五歳に到達することによ
り、法第六条第八号に該当する者
(法第九条第十一項の厚生労働省令で定める者)

第七条の二の四 法第九条第十一項に規定する厚
生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 有効期間内に被保険者の資格を取得した者
二 法第九条第十項の規定により国民年金法の
規定による保険料を滞納していることにより
特別の有効期間を定めた被保険者証を交付す
る場合であつて、当該保険料を滞納している
被保険者、同法第八十八条第二項及び第三項
の規定により当該被保険者の保険料を納付す
る義務を負う世帯主及び配偶者(第七条の二
の二に規定する要件に該当する者に限る)
以外の者

三 前条第二号又は第三号に該当する者
(通知の権限の引継ぎ等)

第七条の二の五 法第九条第十三項において準用
する国民年金法(次項において「準用国民年金
法」という)第一百九条の四第三項の規定によ
り厚生労働大臣が通知の権限を自ら行うことと
する場合において、日本年金機構(次項にお
いて「機構」という)は、次に掲げる事項を行
わなければならぬ。
一 通知の権限を厚生労働大臣に引き継ぐこ
と。
二 通知に必要な帳簿及び書類を厚生労働大臣
に引き継ぐこと。
三 その他必要な事項

2 準用国民年金法第一百九条の四第三項の規定に
より厚生労働大臣が自ら行つている通知の権限
を行わないこととする場合においては、厚生労
働大臣は、次に掲げる事項を行わなければなら
ない。
一 通知の権限を機構に引き継ぐこと。
二 通知に必要な帳簿及び書類を機構に引き継
ぐこと。
三 その他必要な事項
(準用規定)

第七条の三 第七条及び第七条の二の規定(第七
条の二第三項ただし書を除く)は、被保険者
資格証明書について準用する。

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三
号又は第四号の規定の適用を受ける被保険者の
(高齢受給者証の交付等)

二 有効期限を定めて交付しなければならない。
3 様式第一号の五による一部負担金の割合を記載
した証(以下「高齢受給者証」という)を、
前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該
するに至ったときは、当該被保険者の属する
世帯の世帯主が、遅滞なく、高齢受給者証を当
該世帯主が住所を有する市町村に返還しなけれ
ばならない。
一 高齢受給者証に記載された一部負担金の割
合が変更されたとき。
二 当該市町村から法第九条第三項又は第四項
の規定による被保険者証の返還の求めがあつ
たとき。

4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る
高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたとき
は、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を
当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第
七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に
被保険者の個人番号を記載しない場合に限る)
を提示して、その再交付を申請しなければなら
ない。
一 被保険者の氏名及び生年月日
二 被保険者の個人番号又は被保険者記号・
番号

5 高齢受給者証を破り、汚した場合の前項の申
請には、同項の申請書に、その高齢受給者証を
添えなければならない。

6 第七条第四項及び第五項の規定は、高齢受給
者証の再交付について準用する。

7 世帯主は、高齢受給者証の再交付を受けた
後、失つた高齢受給者証を発見したときは、直
ちに、発見した高齢受給者証を当該世帯主が住
所を有する市町村に返還しなければならない。
(被保険者の氏名変更の届出)

第八条 被保険者(被保険者でない世帯主を含
む)の氏名に変更があつたときは、世帯主は、
十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書
を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出し
なければならない。

第九条 被保険者が市町村の区域内においてその
世帯を変更したときは、その変更に係る
(市町村の区域内における被保険者の世帯変更
の届出)

第十条 世帯主は、市町村の区域内においてその
住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲
げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出
しなければならない。
一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年
月日
二 世帯主の個人番号
(世帯主の変更の届出)

第十一条の二 世帯主に変更があつたときは、変更
後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項
を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する
市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の世帯主の氏名、性別及
び生年月日並びに変更後の世帯主の個人番号
二 世帯主の変更の年月日及びその理由
三 被保険者記号・番号

四 市町村の区域内に住所を有するに至つたた
め、世帯主となつた者(当該市町村の区域内
に住所を有するに至つた日の前日において
特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主で
あつた者に限る)と当該特定同一世帯所属者
者が同一の日に当該市町村の区域内に住所を
有するに至つた場合には、その旨
(被保険者の個人番号変更の届出)

第十二条 都道府県の区域内に住所を有しなくな
つたため、被保険者の資格を喪失した者がある
ときは、その者の属していた世帯の世帯主は、
十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書
を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提
出しなければならない。
一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番
号及び世帯主との続柄
二 資格喪失の年月日及びその理由
三 変更後の住所
四 被保険者記号・番号
(特定同一世帯所属者証明書の交付)

第十三条の二 前一条の届出について、世帯主と
その世帯に属する特定同一世帯所属者が同一の
日に市町村の区域内に住所を有しなくなつた場
合にあつては、当該市町村は、当該世帯主に対
し、当該特定同一世帯所属者に係る様式第一号
の五による特定同一世帯所属者証明書を交
付しなければならない。ただし、当該特定同一
世帯所属者が当該世帯主と同一の住所に変更し
ない場合にあつてはこの限りでない。

(法第六条各号のいずれかに該当するに至つた者に係る資格喪失の届出)

第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至つたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号(第三号を除く。次項において同じ。)に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、法第六条第八号又は第九号に該当するに至つてにより被保険者の資格を喪失した者については、市町村は、第十二条各号に掲げる事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

第十四条 削除

(届書の記載事項等)

第十五条 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。

2 前項に規定する届書には、当該届出に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を添えなければならない。

3 第一項に規定する届書(第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九、第十条から第十条の三までの規定による届書を除く。)には、当該届出に係る高齢受給者証を添えなければならない。

(事業勘定及び直営診療施設勘定)

第十六条 令第二条に規定する事業勘定においては、保険料又は国民健康保険税、一部負担金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険給付費等交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、医業費、施設整備費、基金積立金、公債費、予備費。

2 令第二条に規定する直営診療施設勘定においては、診療収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、医業費、施設整備費、基金積立金、公債費、予備費。

費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。

第二章 国民健康保険組合

(設立認可の申請)

第十七条 法第十七条第一項の規定により国民健康保険組合(以下「組合」という。)の設立の認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 保険料の算出基礎を示す書面

五 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

第二条の六 及び第五条の六 の五 (見出し を含む)	第五条の四 及び第五条及 び第五条の五 (見出し を含む)	第四条の二 (見出し を含む)	第四条の二 (見出し を含む)	第六号 号及び第一 二条第一 号	第二条第一 号及び第一 二条第一 号	都道府県の区域 内に住所を有す るに至つた	組合員の世帯に 属する者とな った
第九条第三項	村所を有する市町 当該世帯主が住 む	世帯主は	第一項 第二条第一項、 第三条又は前条	市町村	第六号 第六条各号	都道府県の区域 内に住所を有す るに至つた	組合員の世帯に 属する者とな った
第二十二条に おいて読み替 えて準用する 法第九条第三 項	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は	第六号 (第十号を除く)	都道府県の区域 内に住所を有す るに至つた	組合員の世帯に 属する者とな った
第二十二条に おいて読み替 えて準用する 法第九条第三 項	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は	第六号 (第十号を除く)	都道府県の区域 内に住所を有す るに至つた	組合員の世帯に 属する者とな った

第五条の八 第二項	第五条の第一 号	第五条の八 第一項	第五条の八 第一項	第七号 第二項	第五条の七 第一項	第五条の七 第一項	第五条の七 第一項
第一条の二	世帯主は	当該市町村	第一条	当該市町村の区 域内に住所を有す る世帯主	市町村は	当該市町村の区 域内に住所を有す る世帯主	市町村は
第二十五条の二 において読み替 えて準用する	組合員は	当該組合	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は
第二十五条の二 において読み替 えて準用する	組合員は	当該組合	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は	組合員は

第一項		第一十三條の見出し	第一十二条	第一号	第十二条(見出しを含む。)	第十二条(見出しを含む。)	第三十条の	第九十条(見出しを含む。)及び第十条(見出しを含む。)	第九十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)	第八条	第七条及び第七項	第四四項	第七条の	第九条第三項	
村所を有する市町	当該世帯主は	第六条各号	第六条各号	世帯主	内都道府県の区域	内市町村	村	当該世帯主は	当該世帯主が住む市町	市町村に	村	当該世帯主は	当該世帯主が住む市町	村	当該世帯主は
組合	組合員は	°(第六条各号)	°(第六条各号)	組合員	組合の地区内	組合員は	組合員は	組合員は	組合員を	組合に	組合員	組合員は	組合員を	組合員は	第二十二条において読みえて準用する法第九条第三項

第十二条	市町村
	組合

(世帯主の変更の届出)

第二十条の二 組合員の属する世帯の世帯主に変更があつたときは、組合員は、十四日以内に規定第十条の二第一項第一号から第三号までに規定する事項を記載した届書を、組合に提出しなければならない。ただし、変更前及び変更後の世帯主がいすれも被保険者でないときは、この限りでない。

2 前項の届書には、当該届出に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を添えなければならぬ。(組合会の議決の認可)

第二十一条 組合は、法第二十七条第二項の規定により組合会の議決について認可を受けようとするときは、申請書に、議決事項を記載した書面及び組合会の議事録の副本又は理事の専決処分による理由を記載した書面のほか次の区分による書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 組合の地区又は組合員の範囲に関する規約の変更に関する議決があつては、規約を変更した後における事業計画書

二 保険料に関する規約の変更に関する議決にあつては、保険料の算出の基礎を示す書面

三 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法に関する議決があつては、これらとの事項を明らかにする書面

四 準備金その他主要な財産の処分に関する議決にあつては、その内容を明らかにする書面

五 第二十一条の二 法第二十七条第二項(法第八十六条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項

六 第二十一条の二 法第二十七条第二項(法第八十六条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める第一項第一号に掲げる事項のうち借入金の額の減少及び借入金の利率の低減とする。

(帳簿の備付)
第二十二条 組合は、被保険者台帳、歳入及び歳出に関する帳簿並びに現金出納簿を備えなければならない。(役員の変更の届出)

第二十三条 組合は、役員に変更があつたときは、すみやかに、その旨及びその年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(解散認可の申請)

第二十四条 組合は、法第三十二条第二項の規定により解散の認可を受けようとするときは、申請書に、次の書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 解散の理由を記載した書面
二 認可申請前一箇月以内に作成した財産目録
三 収支計算書

四 精算方法及び財産処分の方法

第三章 保険給付

第二十四条の二 令第二十七条の二第三項第一号(算定)

(令第二十七条の二第三項第一号の収入の額の規定)

第二十四条の二 令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年

(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年)における所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

(令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請)

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

一 一世帯若しくは組合員又はその世帯にいれる被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者記号・番号

第二十四条の四 法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求の請求の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法))

第二十四条の四 法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法)

照会を行う方法として厚生労働省令で定める方

法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。

(法第三十六条第三項の被保険者であることを確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法)

第二十四条の五 法第三十六条第三項の被保険者であるとの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 被保険者証を提出する方法

二 処方箋を提出する方法(保険薬局から療養を受けようとする場合に限る。)

三 保険医療機関等(保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報を用いて、市町村又は組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法により、あらかじめ照会を行い、市町村又は組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当該者が当該保険医療機関等から療養(居住における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。)を受けようと/orする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようと/orする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認(法第三十六条第三項に規定する電子資格確認をいう。)による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。)

四 被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合(当該適用を受けることについて、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認(市町村又は組合に對し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法により、確認することをいう。以下同じ。)を受ける

(薬剤の受給手続)

第二十五条 被保険者は、法第三十六条第三項(法第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により保険薬局について薬剤の支給を受けようと/orするときは、保険医療機関において療養を担当する保険医の交付した処方せんを当該保険薬局に提出しなければならない。

(入院時食事療養費の支払)

第二十六条 被保険者が、保険医療機関について入院時食事療養費に係る療養を受けた場合において支払うものとする。

第二十六条の二 法第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての健康保険法施行令において支払うものとする。

第二十六条の二 法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき入院時食事療養費は当該保険医療機関において支払うものとする。

第二十六条の三 第二十九条第一項第五号イ及びロの区分に従いそれ

被保険者が同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十八条の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第五号イ及びロの区分に従いそれ

被保険者が同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ホ又は第四号ホ」と、同条第三号中「令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ホ又は第四号ホ」とする。

第二十六条の三 市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第三項第一号において「食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定」)

第二十六条の三 市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第三項第一号において「食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定(第二

十七条の十四の一及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。」を行わなければならぬい。

市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を

8 認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及

四 食事療養を受けた被保険者の入院期間
五 前条の認定を受けていることの確認を受けた理由
六 被保険者記号・番号

の区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「生活扶養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定

い。ただし、市町村は、当該事実を公簿等にて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 定を除く（以下この条において「認定」といふ。）を行わなければならない。

二 組合 様式第一号の六の一による食事療養標準負担額減額認定証

はならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であるこ

（入院時生活療養費の支払）
第一二十六条の六の二 被保険者が、保険医療機関について入院時生活療養費に係る疗養を受けた場合においては、法第五十二条の二第三項において記載しなければならない。

三
帶主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組

看護言葉を三語併用で標準化すればならない。(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第二十六条の六の三 法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての建康保険法（生活療養標準負担額の減額の対象者）

二 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療

いものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額

三百六十一号) 第二十九条の三第一項第五号及び口の区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当する

破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に

は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該

「」と同様第三号中「令第四十三条第一項等二号へ又は第三号へ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号へ又は

世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証の再交付を受けた後、失つた食事療養減額認定証

三 所在地 担額 食事療養について支払った食事療養標準負担額

組合の認定等)

認定を受けた被保険者は、法第五十二条の二第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養費又は法第五十三条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養（生活療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならぬ。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。

定する額と第二号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額

二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額

（療養費の支給申請）

（第二十七条）被保険者の属する世帯の世帯主又は

第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実
二 市町村又は組合が海外療養の内容について
当該海外療養を担当した者に照会することとに
関する当該海外療養を受けた者の同意書
(訪問看護療養費の支給に関する基準)
第二十七条の二 市町村又は組合は、被保険者が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者(健康保険法施行規則第六十七条の基準に適合しているものに限る。)であると認める場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション(同令第六十一条に規定する方開設者等)へ

2 四 療養につき算定した費用の額
前項の申請書には、同項第四号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。
(特別療養費に係る療養に関する届出等)
第二十七条の六 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱つたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
一 当該保険医療機関等の名称及び所在地
二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
三 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容

第二十一条の五の規定に依附病院間で、前項の認定を受けていることの確認を要受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。
（入院時生活療養費に係る領收証）

(同前解説) 第二十九条に規定する訪問看護料の支払額を算定する場合においては、被保険者が指定訪問看護事業者に支給すべき訪問看護療養費は、該指定訪問看護事業者に対する支払額と同一額である。
第二十九条の三 被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護療養費に係る療養を受けた場合には、法第五十四条の二第五項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき訪問看護療養費は、該指定訪問看護事業者に対する支払額と同一額である。
第二十九条の四 指定訪問看護事業者は、法第五十二条に規定する訪問看護療養費に係る領収証

				五 療養につき算定した費用の額
4	3	2	1	保険者番号及び被保険者記号・番号
市町村又は組合は、第一項の届書につき、当該療養が法第五十四条の三第二項の規定により読み替えて準用する法第四十条に規定する特別療養費に係る療養に関する準則並びに法第五十一年厚生省令第三十六号に定める診療報酬明細書の様式の例によるものとする。	第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。	前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十五年厚生省令第三十六号)に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。	五 前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十五年厚生省令第三十六号)に定める診療報酬明細書の様式の例によるものとする。	五 療養につき算定した費用の額

第二十六条の七 被保険者が、保険医療機関等について保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関等に対しても支払うものとする。

付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由、法第五十四条の第三項又は第四項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、特別療養費の支給を受けることができなかつた理由

十四条の二第八項の規定により交付しなければならない領収証には、訪問看護療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額を算定する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第一項に規定する基本利用料と同条第二項に規定するその他の利用料とを区分して記載しなければならない。

四条の三第二項において読み替えて準用する法第五十三条第二項に規定する額の算定方法及び法第五十四条の三第二項の規定により読み替えて準用する法第四十五条第三項の定めに照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額の他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。

第二十六条の五の規定は、保険外併用療養費について準用する。
(保険外併用療養費に係る領収証)

日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容
六 療養につき算定した費用の額
七 被保険者記号・番号

(特別療養費の支給申請)
第二十七條の五 被保険者の属する世帯の世帯主
又は組合員は、法第五十四条の三第一項の規定
により特別療養費の支給を受けようとするとき

条第三項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証には、保険外併用療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち当該療養に食事療養及び生活療養が含まれないときは第一号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に食事療養が含まれるときは第一号に規

4 3 2 1

日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容
六 療養につき算定した費用の額

七 被保険者記号・番号

前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。

前項の証拠書類が外国语で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）に添付しなければならない。

(特別療養費の支給申請)
第二十七條の五 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の三第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号
二 療養を取り扱った保険・医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地

三 傷病名及び療養期間

は 稲 さ 定 足 王
養費に係る療養を取り扱つたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
一 当該訪問看護ステーションの名称及び所
在地

養費に係る療養を取り扱つたときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。

一 当該訪問看護ステーションの名称及び年生年

二 在地

三 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及

二 在場 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
三 被保険者 心身の状態及び主たる復病名

- | |
|--|
| <p>五 訪問開始年月日、訪問終了年月日時刻及び実回数</p> |
| <p>六 指示年月日、主治医の属する医療機関の名称及び主治医の氏名</p> |
| <p>七 療養内容</p> |
| <p>八 療養につき算定した費用の額</p> |
| <p>九 保険者番号及び被保険者記号・番号</p> |
| <p>2 前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成四年厚生省令第五号)に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。</p> |
| <p>3 第一項の届書は、毎月分について翌月十日までに送付するものとする。</p> |
| <p>4 市町村又は組合は、第一項の届書につき、当該療養が法第五十四条の三第二項の規定により読み替えて準用する法第五十四条の二第十項に規定する特別療養費に係る療養に関する準則及び法第五十四条の三第二項に規定する額の算定方法に照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額とその他の審査の結果を当該指定訪問看護事業者に書面により通知するものとする。
(準用規定)</p> |
| <p>第二十七条の八 第二十六条の八の規定は、法第五十四条の三第二項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第二十六条の八(見出しを含む。)中「保険外併用療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、「第五十三条第三項」とあるのは「第五十四条の三第二項」と、「費用の額とする。」と、「当該食事療養に係る食事療養標準負担額」とあるのは「当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)」と、「当該生活療養に係る生活療養標準負担額」とあるのは「当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>2 第二十七条の四の規定は、法第五十四条の三第二項において準用する法第五十四条の二第八</p> |

項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第二十七条の四中「訪問看護療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料」とあるのは「当該療養につき算定した費用の額」と読み替えるものとする。

(移送費の額)

第二十七条の九 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。

(移送費の支給要件)

第二十七条の十 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

- 一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- 二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。
- 三 緊急その他やむを得なかつたこと。

(移送費の支給申請)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- 一 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- 三 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 四 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所
- 五 移送に要した費用の額
- 六 被保険者記号・番号

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第五号の事実を証する書類を添付しなければならない。

- 一 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)

- 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

 - 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給
 - 二 予防接種法第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給
 - 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
 - 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - 五 削除
 - 六 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
 - 七 母子保健法第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
 - 八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給
 - 九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
 - 九の二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給
 - 九の三 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給
 - 九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

十 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条又は第四条の医療費の支給

十一 前各号に掲げる医療に関する給付によるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定) 第二十七条の十二の二 令第二十九条の二第七項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称

三 被保険者記号・番号

認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第一項の申出に基づき、認定を行つたときには、市町村又は組合は、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し認定した被保険者が該当する令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合(以下この条において「所得区分」という。)を通知しなければならない。

認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、

実施機関を経由して、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならぬ。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至つたことを市町村又は組合が公簿等又はその写しによつて確認の上、当該世帯主又は組合員に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。

一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたとき。

二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。

三 第二項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。

四 市町村又は組合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

五 認定を受けた被保険者は、特定疾病給付対象療養（令第二十九条の二第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、同条第一項第一号に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。

六 認定を受けた被保険者（令第二十九条の三第三項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者及び第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五第一項に規定する認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（令第二十九条の二第一項第一号に規定する療養をいう。第二十七条の十四の二第六項、第二十七条の十四の三、第二十七条の十四の四第五項及び第二十七条の十四の第五第五項において同じ。）を受けたときは、当該者は第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の二第一項、第二十九条の四第一項の規定の適用については、当該者は第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の二第一項、第二十九条の四第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）

第二十七条の十三 令第二十九条の二第八項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被

一 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定期基準額が変更されたとき。

二 特定疾病受療証の有効期限に至つた場合で、あつて、当該市町村又は組合から特定疾病受療証の返還の求めがあつたとき。

三 第七条の二の規定（第三項ただし書を除く。）は、特定疾病受療証の検認及び更新について準用する。

四 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。

五 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失つた特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

六 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

七 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

組合の組合員であった期間	十二号)第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額
私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間	私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五条)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の四第一項第一号に規定する合算額
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被扶養者であつた期間	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十四条の二第一項第一号に規定する合算額
令第二十九条の二の二第一項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日世帯員(同項第三号に規定する基準日世帯員をいう。以下同じ。)が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯主等が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。	令第二十九条の二の二第一項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。
令第二十九条の二の二第一項第十二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日世帯員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。	令第二十九条の二の二第一項第十七号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。)において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯主等の被扶養者(令第二十九条の二第四項第二号に規定する被扶養者をい

う。次項及び第二十七条の十八において同じ。)であつた者(基準日世帯員を除く。)が受けた

(令第二十九条の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところに

証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号ハに掲げる者が令第二十九条の三第四項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第三号ニに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号ニに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 限度額適用認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から限度額適用認定証の返還の求めがあつたとき。

第七条の二（第三項ただし書を除く。）及び第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。

認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。（この場合において、当該認定を受けた者が、第二十二条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。）

（令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはヘ、第四号ホ若しくはヘ又は第五号ロの市町村又は組合の認定）

市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の
属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の
各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める
様式による限度額適用・標準負担額認定証
(以下「限度額適用・減額認定証」という)の
交付を受けようとするものから申請書の提出が
あつたときは、限度額適用・減額認定証を、当
該世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付し
なければならない。

一 市町村 様式第一号の九による限度額適
用・標準負担額認定証

二 組合 様式第一号の九の二による限度額適
用・標準負担額減額認定証

認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主
又は組合員が前項の規定により限度額適用・減
額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受
けた被保険者が次の各号のいずれかに該当す
るに至つたときは、世帯主又は組合員は、滞滯
なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が
住所を有する市町村又は組合に返還しなければ
ならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号ホに掲げる
者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる
場合に該当しなかつたとき若しくは令第二
十九条の四第一項第三号ヘに掲げる者が令第二
十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該
当しなかつたとき、令第二十九条の四第一
項第四号ホに掲げる者が令第二十九条の三第
五項第五号に掲げる場合に該当しなかつた
とき若しくは令第二十九条の四第一項第四号
ヘに掲げる者が令第二十九条の三第五項第六
号に掲げる場合に該当しなかつたとき又は
令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者
が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場
合に該当しなかつたとき。

二 限度額適用・減額認定証の有効期限に至つ
た場合であつて、当該市町村又は組合から限
度額適用・減額認定証の返還の求めがあつた
とき。

第七条の二(第三項ただし書きを除く。)及び
第二十六条の三第五項から第八項までの規定
は、限度額適用・減額認定証について準用す
る。

いることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であるとの確認を受けた後、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用・減額認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

第二十六条の五（第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定は、認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、第二十六条の五の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは、「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第一項中「減額しない額の食事療養標準負担額」とあるのは、「減額しない額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養費」とあるのは、「又は当該生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額」と、「を入院時食事療養を」とあるのは、「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは、「食事療養標準負担額又は生活療養について支払った生活療養標準負担額」と、同条第二項中「食事療養標準負担額」とあるのは、「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。

（令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める療養については、次のとおりとする。）

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受けられるものとする。

一 費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当医療介護医療費の支給

二 支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当医療費の支給

三 第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 削除

五 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法第二十条の養育医療の給付

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八 律第四条第一項の医療費の支給

九 律第五条第一項の特定医療費の支給

十 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

十一 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受けける療養については、次のとおりとする。

十二 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾患医療費の支給

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の

において、当該申請者が当該市町村又は組合の被保険者（法第四十二条第一項第四号）の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該申請者の世帯員であつた者が当該申請者の世帯員であった間に限る。）において、当該申請者の世帯員であつた者が当該市町村又は組合の被保険者（法第四十二条第一項第四号）の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額

四 当該市町村又は組合の名称及び所在地

五 被保険者記号・番号

六 その他必要な事項

1 第一項の規定による申請書の提出を受けた市町村又は組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

2 市町村又は組合は、精算対象者（計算期間の中途で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。

3 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができます。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた市町村又は組合は、当該医療保険者に対し、第三項第二号から第六号まことに掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

4 (令第二十九条の四の一第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

5 第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の

区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

一 者で あつた 期間に 受けた 療養に 係る同表 の第二欄に 掲げる額と する。	第一欄	二 日雇特例被保険者 であつた期間	三 船員保険の被保険者 であつた期間	四 国家公務員共済組 合法の規定に基づく 共済組合の組合員 (防衛省の職員 の給与等に関する 法律施行令(昭和 二十七年政令第三 百六十八号)第十三 七条の三第一項に 規定する自衛官等 (以下「自衛官等」と いう。)を除く 。)であつた期間 自衛官等であつた 期間	五 地方公務員等共済 組合法の規定に基 づく共済組合の組 合員であつた期間	六 七 私立学校教職員共 済法の規定による 私立学校教職員共
区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。	健康保険の被保険者であつた期間	第一号に規定する合算額	船員保険法施行令第 四十三条の二第一項 四十一条第六項において 準用する同令第 四十三条の二第一項 第一号に規定する合 算額	国家公務員共済組 合法の規定に基づく 共済組合の組合員 (防衛省の職員 の給与等に関する 法律施行令(昭和 二十七年政令第三 百六十八号)第十三 七条の三第一項に 規定する自衛官等 (以下「自衛官等」と いう。)を除く 。)であつた期間 自衛官等であつた 期間	第一号に規定する合 算額	第一号に規定する合 算額
令第十二条の三の六 法施行令第六条にお いて準用する国家公 務員共済組合法施行 令第十二条の三の六 第一項第一号に規定 する合算額	私立学校教職員共 済法施行令第二十三 条の三の六第一項第 一号に規定する合算 額	防衛省の職員の給与 等に関する法律施行 令第十七条の六の四 第一項第一号に規定 する合算額	船員保険法施行令第 十一条第一項第一号 に規定する合算額	国家公務員共済組合 法施行令第十二条の 三の六の二第一項第一 号に規定する合算 額	第一号に規定する合 算額	健康保険法施行令第 四十三条の二第一項 四十一条第六項において 準用する同令第 四十三条の二第一項 第一号に規定する合 算額

		八	済制度の加入者で あつた期間
	高齢者の医療の確 保に関する法律の 規定による被保険 者であつた期間	高齢者の医療の確保 に関する法律施行令 第十六条の二第一項 第一号に規定する合 算額	規定する合算額
（合第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令 で定めるところにより算定した額）			
第二十七條の十九	令第二十九条の四の二第二項 の厚生労働省令で定まるところにより算定した額		

の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令

項の四	項の三
<p>その規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)</p> <p>船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第九条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十三条の六の二第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>	

二		一 被保険者の被扶養者はその被扶養者	第一欄 健康保険の被保険者又はその被扶養者	第二欄 健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる額	三項において準用する場合を含む。)に掲げる額	八 八の項
日雇特例被保険者又はその被扶養者	同令第四十三条の二第一項各号(同令第四十四条第五項において準用する同令第	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限り、当該療養について同令第十四条の二の規定により二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)				
同令第四十三条の二第一項各号(同令第四十四条第五項において準用する同令第	三 令第二十九条の四の二第一項第六号に掲げる額に相当する額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる額					
同令第四十四条第五項において準用する同令第	四 令第二十九条の四の二第一項第七号に掲げる額に相当する額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる額					
同令第四十四条第五項において準用する同令第	(令第二十九条の四の二第二五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)					
同令第四十四条第五項において準用する同令第	第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定したことによる額に相当する額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる額					
同令第四十四条第五項において準用する同令第	同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とす					
同令第四十四条第五項において準用する同令第	る。					

三 船員保険の 被保險者又 はその被扶 養者	四 國家公務員 共濟組合法 の規定に基 づく共濟組 合の組合員 (自衛官等を 除く。)又は その被扶養 者(自衛官 等の被扶養 者を含む。)	五 自衛官等	六 地方公務員 等共濟組合 法の規定に 基づく共濟 組合の組合 員又はその 被扶養者	七 私立學校教 職員共濟法 の規定によ る私立學校 教職員共濟 制度の加入 者又はその 被扶養者
四十三條の二第三項におい て準用する場合を含む。) に掲げる額	第一項各号(同條第三項に おいて準用する場合を含 む。)に掲げる額	防衛省の職員の給与等に關 する法律施行令第十七條の 一項各号(同條第三項にお いて準用する場合を含む。) に掲げる額	防衛省の職員共濟組合法施 行令第二十三条の三の六第 六の四第一項各号に掲げ る額	(令第二十九條の四の二第六項の厚生労働省令 で定めるところにより算定した額)
第二十七條の二十一 (令第二十九條の四の二第六項の厚生労働省令 で定めるところにより算定した額)	令第二十九條の四の二第六 項の厚生労働省令で定めるところにより算定し た額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の 第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額 用する場合を含む。)に掲 げる額	私立學校教職員共濟法施行 令第六條において準用する 國家公務員共濟組合法施行 令第十一條の三の六の二第 一項各号(私立學校教職員 共濟法施行令第六條におい て準用する國家公務員共濟 組合法施行令第十一條の三 の六の二第三項において準 用する場合を含む。)に掲 げる額	地方公務員等共濟組合法施 行令第二十三條の三の六第 六の四第一項各号に掲げ る額	

四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)

にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

項第二号、第三号、第四号若しくは第五号及び第三項第六号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。
〔介護合算算定期準額及び七十歳以上介護合算算定期準額に関する読み替え〕
第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七條の二十五 令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日) 第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

施設サービスをいう。(以下同じ。)(療養に相当するものに限る。以下同じ。)、介護予防サービス(同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくはこれに相当するものに限る。(以下同じ。)若しくは特例介護予防サービス(同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス(これらの中のサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。)を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス下この号において「基準該当居宅サービス」という。)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十五項に規定する基準介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定地介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス(以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

4 ない第一項の者を除く。は、自己の選定する
保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別
療養証明書を提出して受けるものとする。

5 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食
事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保
険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支
給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受け
る者がその給付又は支給を受けなくなつたとき
は、その者の属する世帯の世帯主又は組合員
は、遅滞なく、特別療養証明書を当該世帯主が
住所を有する市町村又は組合に返還しなければ
ならない。

6 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食
事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保
険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支
給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受け
る者の氏名又は住所の変更があつたときは、そ
の者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その
旨、変更の年月日及び個人番号を記載した届書
に特別療養証明書を添えて、五日以内に、当該
世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出し
なければならない。ただし、世帯主又は組合員
が第二項ただし書の規定により特別療養証明書
の交付を受けていない場合には、特別療養証明
書を添えることを要しない。

7 特別療養証明書を破り、汚した場合の前項の
申請には、同項の申請書に、その特別療養証明
書を添えなければならない。

8 世帯主又は組合員は、特別療養証明書の再交
付を受けた後、失つた特別療養証明書を発見し
たときは、直ちに、発見した特別療養証明書を
当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返
還しなければならない。

9 世帯主又は組合員は、第二項ただし書の規定
により特別療養証明書の交付を受けていない場
合において、令第一条の二（令第二十五条の二
において準用する場合を含む。）に定める特別
の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項
を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する
市町村又は組合に提出しなければならない。

10 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人

二 保険料を納付することができない理由
第五条の八第三項の規定は前項の届出に準用する。

市町村又は組合は、第九項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主又は組合員から届書の提出を受けたときは、速やかに、様式第二による特別療養証明書を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。
(申請書の記載事項)

第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日(第七条第一項第二号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第七条の四の申請書にあつては申請人の氏名、住所及び申請年月日、第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日)を記載しなければならない。
(診療報酬請求書の審査)

第二十九条 診療報酬請求書の審査は、診療報酬請求書の提出を受けた日の属する月の末日までに行わなければならない。
(再度の考案)

第三十条 前条の規定による審査につき苦情がある者は、再度の考案を求めることができる。
(診療報酬の支払)

第三十一条 市町村及び組合は、審査が終わつた日の属する月の翌月末までに、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に当該審査に係る診療報酬を支払うものとする。
(診療報酬支払に要する費用の預託)

第三十二条 法第四十五条第五項の規定により保険者から診療報酬の支払に関する事務の委託を受けた連合会は、当該保険者から、毎月、当該保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね十分の四箇月分に相当する金額の預託を受けるものとする。
(法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間)

第三十二条の二 法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。
(特別の事情に関する届出)

第三十二条の三 世帯主又は組合員は、保険者が保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止め

ている場合において、令第二十九条の五において準用する令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号

二 保険料を納付することができない理由

（保険給付の支払の差止め）

第三十二条の四 法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険者が一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようするものとする。

（一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除）

第三十二条の五 保険者は、法第六十三条の二第三項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主又は組合員に通知しなければならない。

一 法第六十三条の二第三項の規定により一時差止に係る保険給付の額を当該滞納額に係る納期限（第三者の行為による被害の届出）

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

（法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める連合会）

第三十二条の七 法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会とす（医療費の通知）

第三十二条の七の二 市町村又は組合は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に通知するときは、直ちに掲げる事項を通知することを標準とする。

一 世帯主又は組合員の氏名
二 療養を受けた年月
三 療養を受けた被保険者の氏名
四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
五 被保険者が支払った医療費の額
六 市町村又は組合の名称

第三十二条の八 削除

第三章の二 保険料

第三十二条の九 令第二十九条の七第二項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の十の二 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていな場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

（老齢年金給付の支払をする者の市町村に対する通知の期日）

第三十二条の十一 法第七十六条の四において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の八月十日とする。

第三十二条の十二 令第二十九条の七第四項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び資産割額として算定した基礎賦課額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第四項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の二 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正是、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の三 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の四 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の五 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の六 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

第三十二条の九の七 令第二十九条の七第三項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第三項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法）

税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者支援金等賦課額（以下「補正前の保険料の後期高齢者支援金等賦課額」という。）が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（以下この条において「補正前の保険料の後期高齢者支援金等賦課額」という。）が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

（令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の十の二 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を確認することができる場合

二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていな場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を届け出た場合

（老齢年金給付の支払をする者の市町村に対する通知の期日）

第三十二条の十一 法第七十六条の四において準用する介護保険法（以下「準用介護保険法」という。）第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十月十日とする。

（準用介護保険法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十二月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第七項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第八項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第九項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十二項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十三項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十四項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十五項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

（準用介護保険法第百三十四条第十六項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。）

(年金額の見込額の算定方法)

第三十二条の十二 準用介護保険法第百三十四条

第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 準用介護保険法第百三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第七十六条の三第三項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額
- 二 準用介護保険法第二項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額
- 三 準用介護保険法第二項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額
- 四 準用介護保険法第二項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額
- 五 準用介護保険法第二項に規定する年金額の見込額 当該年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額
- 六 準用介護保険法第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 準用介護保険法第二項に規定する年金額の見込額による通知に係る者（以下第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 「通知対象者」という。）の性別及び生年月日
 - 二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付の種類、額及びその支払を行う年金保険者（老齢等年金給付の支払をする者をいう。）の名称

情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなつた

場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十九条の十二に定める額未満となる見込みであることとする。

一 国民年金法第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十一年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十九号）第三十八条、昭和六十一年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十一年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百五号。以下「昭和六十一年国共済法等改正法」という。）附則第十二条（私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）第四十一条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百八号。以下「昭和六十一年地共済法等改正法」という。）附則第十条、昭和六十一年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止されること。

二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金

法第七十二条若しくは第七十三条、厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条から第七十一条まで（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む）。地方公務員等共済組合法第七十五条若しくは第九十五条から第五十七条まで、昭和六十年国共済法等改正法附則第三条による改正前の厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、國家公務員共済組合法第七十五条若しくは第九十五条から第五十七条まで、昭和六十年国共済法等改正法附則第三条による改正前の厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、國家公務員共済組合法第七十七条若しくは第一百九条から第二百一十条まで、昭和六十一年地共済法等改正法附則第三条の規定により適用される昭和六十一年地共済法等改正法第一条による改正前の地方公務員等共済組合法第七十七条若しくは第一百九条から第二百一十条まで又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用されれる昭和六十一年地共済法等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、厚生年金保険法第三十九条、昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用されれる昭和六十一年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、昭和六十一年國共済法等改正法附則第十条第二項において準用する國家公務員共済組合法第七十四条の三（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む）。昭和六十年地共済法等改正法附則第九条第二項において準用する地方公務員等共済組合法第七十六条の三、昭和六十一年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法第二十四条の三又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一号に規定する

平成十二年農林共済改正法第二十三条の四の規定により内払とみなされた年金があるこ

四 その他前各号に掲げる事由に類する事由があること。
(保険料の一部を特別徴収する場合)
三十二条の十五 準用介護保険法第百三十五条
第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 当該年度に当該特別徴収対象被保険者（準用介護保険法第二百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。）について仮徴収（準用介護保険法第二百四十一条又は第二項の規定に基づく特別徴収（法第七十六条の三第一項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われていないとき。
二 当該年度における当該特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の方法により徴収する保険料額の総額の見込額が当該年度において当該者に相当して課する見込みの保険料額の二分の一に相当する額に満たないと認められる場合であつて、市町村が、その満たない額を普通徴収（法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によつて徴収することが適當と認めたとき。
三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額について準用介護保険法第三十六条第一項（令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適當と認めたとき。
四 当該特別徴収対象被保険者に對して課する保険料額について当該年度前の年度において賦課すべき保険料額が含まれるとき。
(令第二十九条の十三第一号の厚生労働省令で定める額)
三十二条の十六 令第二十九条の十三第一号の厚生労働省令で定める額は、準用介護保険法第二百三十四条第一項から第六項までの通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額（当該算出額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。）を一で除して得た額とする。

(令第二十九条の十三第一号イの厚生労働省令で定める額)
第三十二条の十七 令第二十九条の十三第一号イの厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる被保険者である世帯主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 準用介護保険法第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第一項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

二 準用介護保険法第百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

三 準用介護保険法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る令第二十九条の十八第二項において準用する介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

四 準用介護保険法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

五 準用介護保険法第百三十五条第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

六 準用介護保険法第百三十五条第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

第三十二条の二十一 準用介護保険法第百三十五条第一項 (令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。) に規定する支払回数割保険料額 (以下「支払回数割保険料額」という。) について準用介護保険法第百三十六条第二項 (令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。) の規定により算出される支払回数割保険料額に百円未満の端数がある場合、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額はすべて支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

第三十二条の二十二 準用介護保険法第百三十五条第二項若しくは第三項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 準用介護保険法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知 (準用介護保険法第百三十四条第四項の規定による通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。) 又は準用介護保険法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき (当該年度の保険料額を十二(ただし、十二)とすることが適當でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。) で除して得た額に六を乗じて得た額

二 準用介護保険法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき (当該年度の保険料額を十二(ただし、十二)とすることが適當でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。) で除して得た額に四を乗じて得た額

三 準用介護保険法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき (当該年度の保険料額を十二(ただし、十二)とすることが適當でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。) で除して得た額に四を乗じて得た額

第三十二条の二十三 準用介護保険法第百三十六条第一項 (令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 特別徴収対象年金給付 (準用介護保険法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。) の種類、額及び特別徴収義務者 (同条第五項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。) の名称

三 算出される支払回数割保険料額

初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

第三十二条の二十四 準用介護保険法第百三十五条第一項 (令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。) に規定する支払回数割保険料額 (以下「支払回数割保険料額」という。) について準用介護保険法第百三十六条第二項 (令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。) の規定により算出される支払回数割保険料額に百円未満の端数がある場合、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額はすべて支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額 (当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

第三十二条の二十五 準用介護保険法第百三十五条第二項若しくは第三項の規定による通知 (準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。) 又は準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。) 又は準用介護保険法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき (当該年度の保険料額を十二(ただし、十二)とすることが適當でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。) で除して得た額に六を乗じて得た額

二 前条第一号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第百三十六条第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

三 準用介護保険法第百三十四条第二項若しくは準用介護保険法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第百三十五条第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第百三十六条第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

第三十二条の二十六 準用介護保険法第百三十五条第一項 (令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。) の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 特別徴収対象年金給付 (準用介護保険法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。) の種類、額及び特別徴収義務者 (同条第五項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。) の名称

三 算出される支払回数割保険料額

の他法第八十二条第一項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行つて当たつて市町村及び組合が必要と認める情報をとする。

法第八十二条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(法第八十二条第六項の厚生労働省令で定める情報)

第三十二条の三十二の四 法第八十二条第六項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業、高齢者の医療の確保に関する法律第一百一十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は介護保険法第一百五十四条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業の実施に必要な情報とする。

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第三十二条の三十二の五 法第八十二条第六項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たつては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報、同法第百二十五条第一項に規定する特定健康診査及び保健指導に関する記録並びに検索用記録)並びに介護保険法の規定による保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報をいふ。)に係るデータベース(情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索する記録並びに介護保険法の規定による保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報)等を用いることができるよう体系的に構成したものとし、あつて、連合会が構成するものを用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(保健事業の支援に係る情報提供)

第三十二条の三十二の六 法第八十二条第十四項の規定による都道府県内の市町村に対する情報

の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。

一 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別

二 被保険者に係る被保険者記号・番号

三 療養が行われた年月日

四 療養が行われた病院、診療所、薬局その他者の名称及び住所

二 市町村は、前項の規定による通知を受け取つた場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする。

三 法第八十二条第十四項第二号の厚生労働省令で定める情報は、特定保健指導に関する記録の写しとする。

(療養の給付等に関する記録の提供)

第三十二条の三十二の七 市町村又は組合は、被保険者の求めに応じ、当該被保険者の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該被保険者に対し、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出する方法により当該市町村又は組合が保有する当該被保険者が受けた療養の給付等に関する記録を提供することができる。

第四章 国民健康保険団体連合会

(設立認可の申請)

第三十三条 法第八十四条第一項の規定により連合会の設立の認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事(その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、厚生労働大臣とする。以下次条において同じ。)に提出しなければならない。

一 規約

二 事業計画書

三 初年度の収入支出の予算

四 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにその就任承諾書

(総会又は代議員会の議決の認可)

第三十四条 連合会は、法第八十六条において準用する法第二十七条第二項の規定により総会又は代議員会の議決について認可を受けようとするときは、申請書に、議決事項を記載した書面及び総会若しくは代議員会の議事録の謄本又は理事が専決処分による理由を記載した書面のほか、次の区分による書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 (定足数)
議決にあつては、規約を変更した後における事業計画書

二 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法に関する議決にあつては、これらの事項を明らかにする書面

三 収入支出の予算に関する議決にあつては、その予算書

四 備品金その他重要な財産の処分に関する議決にあつては、その内容を明らかにする書面

(帳簿の備付)

第三十五条 連合会は、歳入及び歳出に関する帳簿並びに現金出納簿を備えなければならない。

第三十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会について準用する。この場合においては、これらの規定中「都道府県知事」とあるのはその区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三十二条の三十二の三第一項の規定は、連合会が法第八十六条において読み替えて準用する法第八十二条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求める場合について準用する。

第三十二条の三十二の三第二項の規定は、都道府県若しくは市町村若しくは組合又は事業者等が法第八十六条において読み替えて準用する法第八十二条第三項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報又は健康診断に関する記録の写しを提供する場合について準用する。

第五章 診療報酬審査委員会

(委員の任期)

第三十七条 国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員の任期は、前項の規定による。

第三十八条 審査委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。会長は、会務を總理し、審査委員会を代表する。

2 会長は、会長の指揮を受けて審査委員会の庶務を處理する。

3 幹事は、会長の指揮を受けて審査委員会の庶務に從事する。

4 書記は、幹事の指揮を受けて審査委員会の庶務に從事する。

第三十九条 審査委員会は、会長が招集する。

(招集)

第四十条 審査委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、審査を行うことができない。

2 審査は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査委員会において、審査のため必要がある場合には、委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。

4 審査委員会は、前項の規定によりあらかじめ審査をした場合であつて、審査委員会の適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認めるとときは、その定めるところにより、代表となる委員により構成される合議体に審査の決定を委任することができる。

5 前項の合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれについて代表となる委員として審査委員会が認める者とし、その数は、第一号に掲げる者及び第二号に掲げる者については、それぞれ同数とする。

一 保険医及び保険薬剤師を代表する委員
二 保険者を代表する委員
三 公益を代表する委員

6 第四項の規定により審査の決定を委任された合議体は、前項各号に掲げる者各一人以上が出席し、かつ、同項に規定する代表となる委員となつて審査委員会が認める者の半数以上の出席がなければ、当該審査の決定をすることができない。

(診療報酬再審査部会)

第四十一条 審査委員会は、第三十条の規定により再度の考案を求められた事件について審査を行うため、その定めるところにより、診療報酬再審査部会を置くものとする。

(幹事)

第四十二条 審査委員会に幹事及び書記若干人を置く。

1 幹事及び書記は、国民健康保険団体連合会の職員のうちから理事が選任する。

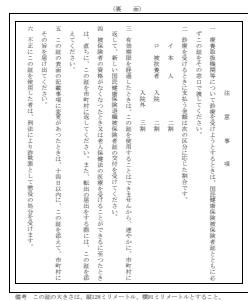
2 幹事は、会長の指揮を受けて審査委員会の庶務を處理する。

3 書記は、幹事の指揮を受けて審査委員会の庶務に從事する。

4 第五章の二 診療報酬特別審査委員会

(特別審査委員会)

第四十二条の二 法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人は、同項の規定に



**附 則（昭和五九年九月二二日厚生省令
第四九号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（国民健康保険診療報酬特別審査委員会の委員の任期の特例）

第九条 この省令の施行後最初に委嘱される国民健康保険診療報酬特別審査委員会の委員の任期は、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則第四十二条の五において準用する同令第三十七条の規定にかかわらず、昭和六十一年十一月十三日までとする。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険特別療養証明書は、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

**附 則（昭和六〇年一月二一日厚生省令
第四号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

**附 則（昭和六〇年三月一五日厚生省令
第六号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和六〇年六月二九日厚生省令
第二七号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和六〇年三月七日厚生省令第
六号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

**附 則（昭和六一年三月二九日厚生省令
第一号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（昭和六一年一二月二七日厚生省
令第六二号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式による被保険者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険検査証及び退職者医療検査証とみなす。

**附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第
一〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成元年九月二十五日厚生省令第
三九号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

**附 則（昭和六三年三月三〇日厚生省令第
二二号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

**附 則（昭和六三年四月八日厚生省令第
二九号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

**附 則（昭和六三年六月一日厚生省令第
四〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二年六月一五日厚生省令第
三七号）**

（施行期日等）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第六条の八及び第十七条の規定は、平成二年度分の繰入金から適用する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険検査証は、当分の間、この省令による改正後の様式による国民健康保険検査証とみなす。

**附 則（平成二年八月一日厚生省令第四
七号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

**附 則（平成三年三月二〇日厚生省令第
一一号）**

（施行期日）

第一条 この省令について適用し、施行日前に行われた療養申請については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者証、国民健康保険検査証は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式による被保険者証、国民健康保険検査証とみなす。

**附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第
一〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成元年九月二十五日厚生省令第
三九号）**

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額
三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称
新国保規則第三十二条の十九、第三十二条の二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二条の二十七から第三十二条の二十九までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、新国保規則第三十二条の二十三中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、「介護保険法百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額の見込額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十四条の規定による改正後の介護保険法第三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」と、新国保規則第三十二条の二十五第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収する支払年金給付を支払う日」とあるのは「国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第十三条第一項に規定する平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号）附則第二条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収による特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、新国保規則第三十二条の二十六第一号及び第二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第十四条 市町村は、改正令附則第二条第一項の規定による通知が行われた場合において、同条第三項の規定によつて特別徴収を行うときには、同項に規定する被保険者である世帯主について平成二十年八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額又は平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成二十年八月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定す

2 前項の場合において、市町村は、平成二十年六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合に於いて、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、改正令附則第二条第六項において準用する新加入護保険法第百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年
月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変
更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収義務者の名称

新国保規則第三十二条の十九、第三十二条の二十二から第三十三条の二十五まで、第三十二条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二条の二十七から第三十二条の二十九までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、新国保規則第三十二条の二十三中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、「介護保険法第三百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十四条の規定による」の「介護保険法第三百三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」と、新国保規則第三十二条の二十五第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収する年金給付を支払う日」とあるのは「国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第十四条第一項に規定する支払回数割保険料額とした場合において、当該額の徴収による特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と新国保規則第三十二条の二十六第一号及び第二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十一年一月二日厚生労働省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三日厚生労働省令第八号）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第五条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式(国民健康保険検査証を除く。)は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第五条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号)抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一九日厚生労働省令第一七三号)抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第八九号)
(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条の七第二項及び第五条の九第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の第三十二条の九第三項、第三十二条の九の二第三項及び第三十二条の十第三項の規定は平成二十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年四月三〇日厚生労働省令第一〇八号)抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(国民健康保険法施行規則の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十一年五月から九月までの間ににおいては、国民健康保険法(昭和三十三年法律第

場合に該当する者及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二第一項第一号に規定する病院等に国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二（第三項の限度額適用認定証又は同令第二十七条の十四の四第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して国民健康保険法施行令第二十九条の二第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者についてては、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。）

附 則（平成二一年九月三〇日厚生労働省令第一四二号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月四日厚生労働省令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年五月二八日厚生労働省令第一六八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年五月一二日厚生労働省令第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

第四条 第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、（国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。）

附 則（平成二二年五月一九日厚生労働省令第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交換の規定による改正後の国民健康保険法の調整交換規則の様式によるものとみなす。

(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式により使用されている書類（国民健康保険検査証を除く。）は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第一條の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（平成三十一年三月二二日厚生労働省令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年七月三十日厚生労働省令第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項及び第三項において「旧令」という。）の様式により使用されている書類（国民健康保険検査証を除く。）は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

3 旧令第七条の四第一項ただし書の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2 当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 旧令第七条の四第一項ただし書の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（平成三十一年一〇月一一日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令

2 よる改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年九月三〇日厚生労働省令第五五号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日厚生労働省令第六五号）

（施行期日）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月二八日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）附則第一条第四号の政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月二十五日厚生労働省令第三九号）抄

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

<p>第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年九月三〇日厚生労働省 令第一六二号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一月二九日厚生労働省 省令第二〇八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>経過措置</p>
<p>第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>
<p>附 則 (令和三年三月一七日厚生労働省 令第四九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和三年六月一八日厚生労働省 令第一〇七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和三年八月三一日厚生労働省 令第一四六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和三年一〇月一五日厚生労働省 省令第一七二号)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>経過措置</p>
<p>第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p>
<p>附 則 (令和三年一月一九日厚生労働省 省令第一八一号) 抄</p>

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一二月一〇日厚生労働省令第三〇号）

この省令は、令和四年三月二九日厚生労働省令第三〇号)抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則（令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号）抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる給付を受ける権利を法律の規定により担保に供している者に係る年金保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四において準用する介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百三十四条第一項、介護保険法第一百三十一条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百七条第一項に規定する年金保険者をいう。）については、当該各号に定める規定は、なおその効力を有する。

一 国民健康保険法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付 第四条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第三十二条の十四

附 則（令和四年三月三一日厚生労働省令第五六号）抄

(施行期日)

第一条 (経過措置)この省令は、公布の日から施行する。

第五条 市町村（特別区を含む。次条及び附則第七条において同じ。）又は国民健康保険組合は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下この項及び次項において「新国保規則」という。）の規定にかかるらず、当分の間同条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則様式第一号の四から第一号の五の二までによる国民健康保険高齢受給者証、様式第一号の五の三による特定同一世帯所属者証明書、様式第一号の六及び第一号の六の二による国民健康保険食事療養減額認定証、様式第一号の六の三

様式第一号の三の二(第六条関係)		(裏面)												
<p style="text-align: center;">注意事項 この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。</p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">※ 以下の欄に記入することにより、診療提供に関する意思を表示することができる場合に限り、提出する場合は、1か月までいはずして提出することができます。</p> <p style="text-align: center;">私は、 1. 診療後我ら心臓が停止した死後はいつでも、移植のために臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後は限りなく移植のために臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 4. 診療後はたたずめで、使用したくない臓器があれば、×をつけてください。 〔×印欄〕 [心臓・肝・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胰臓] 茎名印欄 年 月 日 家族署名(自筆) 本人(自筆)</p>		(表裏)												
		<p style="text-align: center;">国民健康保険被保険者資格証明書</p> <p style="text-align: center;">有効期間 年 月 日まで 交付年月日 年 月 日交付</p> <table border="1"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td>(枚数)</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>住所 氏名</td> <td>男 女</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td>男 女</td> </tr> <tr> <td>従業者</td> <td>保険者番号 並びに被保険者の名前 印欄</td> <td></td> </tr> </table>	記号	番号	(枚数)	組合員	住所 氏名	男 女	被保険者	生年月日 姓 名	男 女	従業者	保険者番号 並びに被保険者の名前 印欄	
記号	番号	(枚数)												
組合員	住所 氏名	男 女												
被保険者	生年月日 姓 名	男 女												
従業者	保険者番号 並びに被保険者の名前 印欄													

備考 1. 本証は、幅18.5ミリメートル、高さ1.1ミリメートルとします。
2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく必要な変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
3. 別途被保険者等に開示することにより、注意事項を説明することができる。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
(1) 本証は、被保険者等の被保険者資格証明書が交付されること。
(2) 災害等の非常事態が生じたときや、隸屬者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに備つたときは、速やかに申し出ること。
(3) 本証は、被保険者等の被保険者資格証明書を組合に提出すること。
(4) 被保険者資格証明書の記載事項が変わったときは、14日以内に、被保険者資格証明書を添えて、組合にその旨を届け出ること。
(5) 有効期間を超過したときは、被保険者資格証明書を使用することはできないこと。
(6) 検査又は新たため、組合に被保険者資格証明書の提出を求められたときは、速やかに組合に提出すること。
(7) 不正に被保険者資格証明書を使用した者は、所轄により許諾をして被取扱いの部分を受けることがあることをあらわすこと。
(8) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その旨で窓口で御断りを受けるか、その旨を渡してください。

様式第一号の四(第七条の四関係)		(裏面)																		
<p style="text-align: center;">注 意 事 項 1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。 2. 保険医療機関等において診療を受けるときは、その意図で施設証を受ける。この証を失くさない。</p> <p style="text-align: center;">3. 被保険者の被保険者登録証をもつて、直ちにこの証を市町村に提出して下さい。また、転居の届出をする際には、この証を提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">4. 有効期限を超過した証を使用することはできません。また、有効期限を超過した証を使用して保険料金を支払った場合は、保険料金の返還を求める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">5. 検査又は更新のため、市町村にこの証の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を提出し、市町村にその旨を届けてください。</p> <p style="text-align: center;">7. 不正にこの証を使用した者は、糾正により許諾をして被取扱いの部分を受けます。</p> <p style="text-align: center;">備考</p>		(表裏)																		
		<p style="text-align: center;">○○都道府県民健康保険 高齢受給者証</p> <p style="text-align: center;">有効期間 年 月 日 2013年1月 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td>(枚数)</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>住所 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金の貸借合</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支拂期日</td> <td>保険者番号 並びに被保険者の 名前及印</td> <td></td> </tr> </table>	記号	番号	(枚数)	組合員	住所 氏名		対象者	生年月日 姓 名		被保険者	生年月日 姓 名		金の貸借合	生年月日 姓 名		支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印	
記号	番号	(枚数)																		
組合員	住所 氏名																			
対象者	生年月日 姓 名																			
被保険者	生年月日 姓 名																			
金の貸借合	生年月日 姓 名																			
支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印																			

備考 1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦12.5ミリメートル、横1.1ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく必要な変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
4. 別途被保険者等に開示することにより、注意事項を看護することができる。

様式第一号の四の二(第七条の四関係)		(裏面)																		
<p style="text-align: center;">注 意 事 項 1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。 2. 保険医療機関等において診療を受けるときは、その意図で施設証を受ける。この証を失くさない。</p> <p style="text-align: center;">3. 被保険者の被保険者登録証をもつて、直ちにこの証を組合に提出して下さい。また、転居の届出をする際には、この証を提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">4. 有効期限を超過した証を使用することはできません。また、有効期限を超過した証を使用して保険料金を支払った場合は、保険料金の返還を求める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">5. 検査又は更新のため、組合にこの証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を提出し、組合にその旨を届けてください。</p> <p style="text-align: center;">7. 不正にこの証を使用した者は、糾正により許諾をして被取扱いの部分を受けます。</p> <p style="text-align: center;">備考</p>		(表裏)																		
		<p style="text-align: center;">○○都道府県民健康保険 高齢受給者証</p> <p style="text-align: center;">有効期間 年 月 日 交付年月日 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td>(枚数)</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>住所 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金の貸借合</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支拂期日</td> <td>保険者番号 並びに被保険者の 名前及印</td> <td></td> </tr> </table>	記号	番号	(枚数)	組合員	住所 氏名		対象者	生年月日 姓 名		被保険者	生年月日 姓 名		金の貸借合	生年月日 姓 名		支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印	
記号	番号	(枚数)																		
組合員	住所 氏名																			
対象者	生年月日 姓 名																			
被保険者	生年月日 姓 名																			
金の貸借合	生年月日 姓 名																			
支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印																			

備考 1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
2. この証の大きさは、縦12.5ミリメートル、横1.1ミリメートルとすること。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく必要な変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
4. 別途被保険者等に開示することにより、注意事項を看護することができる。

様式第一号の五(第七条の四関係)		(裏面)																		
<p style="text-align: center;">注 意 事 項 1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。 2. 保険医療機関等において診療を受けるときは、その意図で施設証を受ける。この証を失くさない。</p> <p style="text-align: center;">3. 被保険者の被保険者登録証をもつて、直ちにこの証を組合に提出して下さい。また、転居の届出をする際には、この証を提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">4. 有効期限を超過した証を使用することはできません。また、有効期限を超過した証を使用して保険料金を支払った場合は、保険料金の返還を求める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">5. 検査又は更新のため、組合にこの証の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を提出し、組合にその旨を届けてください。</p> <p style="text-align: center;">7. 不正にこの証を使用した者は、糾正により許諾をして被取扱いの部分を受けることがあります。</p> <p style="text-align: center;">備考</p>		(表裏)																		
		<p style="text-align: center;">○○都道府県民健康保険 高齢受給者証</p> <p style="text-align: center;">有効期間 年 月 日 交付年月日 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td>(枚数)</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>住所 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金の貸借合</td> <td>生年月日 姓 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支拂期日</td> <td>保険者番号 並びに被保険者の 名前及印</td> <td></td> </tr> </table>	記号	番号	(枚数)	組合員	住所 氏名		対象者	生年月日 姓 名		被保険者	生年月日 姓 名		金の貸借合	生年月日 姓 名		支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印	
記号	番号	(枚数)																		
組合員	住所 氏名																			
対象者	生年月日 姓 名																			
被保険者	生年月日 姓 名																			
金の貸借合	生年月日 姓 名																			
支拂期日	保険者番号 並びに被保険者の 名前及印																			

備考 1. 本証は、プラスチックの樹脂材料を用いて、複数に印刷したものとする。
2. 大きさは、縦12.5ミリメートル、横1.1ミリメートルとする。
3. 本証は、別途被保険者等に開示することにより、この証の変更又は削除を知らせることが出来る。
4. 本証は、対象被保険者等に開示することにより、注意事項を看護することができる。
5. 本証は、対象被保険者等に開示することにより、注意事項を看護することができる。

様式第一号の五の二（第七条の四関係）

様式第一号の五の三（第十二条の一関係）

様式第一号の六（第二十六条の三関係）

様式第一号の(1)の(3)(七欄の用紙)			
(表題)			
国 名	姓 名	性 別	有効期間 年 月 日
籍 号	番 号	(投査)	
貢 名			
生 年 月 日			年 月 日
父 兄 年 月 日			年 月 日
母 兄 年 月 日			年 月 日
前記照合の用紙			
組合会員			
住 所			
保険番号			
保険者名			
□□□□□□			

1. この筆の受け付けとは、お問い合わせください。

2. 電話番号を記入して、お問い合わせを行うときは、その書で電子の部屋を受ける、この場所で受け付けてください。

3. 請求書の記入などをするとき、直ちにこの部屋を前にしてください。また、他の部屋にいるとき、この部屋で受け付けてください。

4. 有効期限内に請求書を提出することはできません。また、有効期限を延長すれば受け付けてください。

5. お問い合わせの際、直ちにこの部屋を前にするとときは、直ちに前に来てください。

6. この部屋が見渡す範囲に覗かれたときは、10日前迄に、その部屋を分離、それに目録を立ててください。

7. お問い合わせの際に使用したとき、直ちにより正確に、この部屋を分離を行なう。

2. 大きさは、横幅5ミリメートル、縦幅3ミリメートルとする。
3. 必要があるときは、構成する文字を継ぎ書きで表示することの他所用紙の変更又は調整を加えることができる。
4. 当該被保険者等に因加することにより、注意事項を省略することができる。

被扶養者一栏の(第一)(第二)(第三)欄		
被扶養者登録用書		
誕生日月日 年 月 日		
被 扶 養 者 名 字 性 別 年 齢 生 年 月 日	姓	名
	男	女
被 扶 養 者 登 記 事 項 名 字 性 別 年 齢 生 年 月 日	母子手帳番号	出生登記番号
	未記入	未記入
被 扶 養 者 登 記 事 項 名 字 性 別 年 齢 生 年 月 日	既婚者登記番号	既婚者登記番号
	未記入	未記入
被扶養者登記用書		

備考 1. この規則は、新規する世界王に対する、四一の世界に満足していた特定開拓者組織員1人、二つに加えられること。
 2. この規則は、A例4番とすること。
 3. 必要があるときは、各欄の配賦を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の適用の調整を加えることができる。

注 事 例

（一）このように入院料に全額支拂うる者たる在宅医療費は、別途の生活費を除く。

（二）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（三）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（四）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（五）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（六）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（七）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（八）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（九）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

（十）専門的治療費をなすに於ては、専門家料も、その他の手数料も併せて支拂うる。

様式第一号の六の二（第二十六条の三関係）

○○都道府県民健康保険 生活必需品券販賣取扱認定証	
有休期間 年月日	支給年月日 年月日
記号	番号 (扶養)
住所	
氏名	
被扶養者名	
生年月日	年月日
発給期日	年月日
支給人氏名	年月日
扶助金額	年月日
保険者番号及び交付機関の 名前及び印	
<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>	

様式第一号の六の二（第二十六条の三関係）

○○都道府県民健康保険 生活必需品券販賣取扱認定証	
有休期間 年月日	支給年月日 年月日
記号	番号 (扶養)
住所	
氏名	
被扶養者名	
生年月日	年月日
発給期日	年月日
支給人氏名	年月日
扶助金額	年月日
保険者番号及び交付機関の 名前及び印	
<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>	

様式第一号の六の三（第二十六条の六の四関係）

○○都道府県民健康保険 生活必需品券販賣取扱認定証	
有休期間 年月日	支給年月日 年月日
記号	番号 (扶養)
住所	
氏名	
被扶養者名	
生年月日	年月日
発給期日	年月日
支給人氏名	年月日
扶助金額	年月日
保険者番号及び交付機関の 名前及び印	
<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>	

様式第一号の六の三（第二十六条の六の四関係）

○○都道府県民健康保険 生活必需品券販賣取扱認定証	
有休期間 年月日	支給年月日 年月日
記号	番号 (扶養)
住所	
氏名	
被扶養者名	
生年月日	年月日
発給期日	年月日
支給人氏名	年月日
扶助金額	年月日
保険者番号及び交付機関の 名前及び印	
<table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>	

備考
 1 この認定は、被扶養者本人ごとに作成すること。
 2 「有休期間」欄には、この認定が作成された日の前日を記載すること。
 3 この認定は、紙面2枚用紙トランクルートラベル、簡易ドリームレットなどと併せて、1枚の用紙に複数枚記入すること。
 4 制造業者等に別途提出することにより、注意事項を省略することができます。

○○新規保育料徴収依頼 料金納入書受取証		
支拂期別	年月日	
支拂期別	年月日	
記帳用		
記号	番号	(印影)
氏名		
生年月日 年月日		
免 稅 日 年月日		
自己負担額(税込)		
預約登録番號 に記入する各名前 及び年月		
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

四、問 1. これは、被験者個人ごとに作成すること。	
問 1. これは、被験者個人ごとに作成すること。	（問）

様式第一号の八の二（第二十七条の十四の二関係）

参考 1. この項目は、参考事項として記載すること。

2. 例題(右側)は、参考事項が同規範に該当する場合第4項第2号又は第4項第4号に該当する場合は「(ア)」と、同条第1項第3号又は第4項第3号に該当する場合は「(イ)」と、同条第1項第4号又は第4項第4号に該当する場合は「(ロ)」と、同条第1項第5号に該当する場合は「(ハ)」と、同条第1項第6号又は第4項第5号に該当する場合は「(ニ)」と、同条第1項第7号又は第4項第6号に該当する場合は「(メ)」と記載すること。

3. 2に該当するときは、複数の規範に該当する場合は各規範の該当する号を括弧内に記す場合は「(イ)」と記載すること。

4. この欄の大字は、横幅(3)メートル、高さ(3)メートルとするところ。

5. 必要があるときは、(ア)~(メ)を複数並べて記載することとなる箇所は、該当する号を加くことその他必要な調整を加えることができるること。

6. 規範に該当する場合は「○」と記入することとする。注意事項を記載することとする。

(表面)																																																																	
(裏面)																																																																	
<p>注 意 事 項</p> <p>1. この旨によって保険料を支けた方に対する一時負担金の額は、 保険医師会員または正社員に通算で事業主さんとごとに1ヶ月につき、 原則として1回の支給額を定めます。</p> <p>2. 保険料を支けた方に対する被保険者事業主さんにおいて被保険を受け ようとするときは、その口座に電子の領収書を記入するか、この「延 滞料」を支払うことをお求めください。</p> <p>3. 被保険者の資産がなくならないときは、医療費全額の請求を受け ることをさがりにあつたときは、記載された通算区分ごとに該 該の月の保険料を支払うことをお求めください。また、該該の月の該 該の請求を受けたときは、他の月にこの延滞料を支払ってください。 また、精算の提出する際には、この「延滞料」を支払ってください。</p> <p>4. 有効期間を経過した延滞料を支払うことできません。また、 有効期間を超過した月を適用して保険料を支払った場合は、保 険料を支払った月を支払うことをお求めください。</p> <p>5. 有効期間を経過した月について、顧問から支取請求がある場合 へたるときは、該該の月の保険料を支払うことになります。また、 該該の月の被保険者請求を受けたときは、14日以内に、この 額を認めて、総合にその旨を付けてください。</p> <p>6. 有効期間を超過してこの領収書を使用した者は、費用により訴訟権をもつて懲役の処分を受けます。</p> <p>考 悩</p>																																																																	
(裏面)																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">国民健康保険制度適用認定証</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">有効期間</td> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">交付年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">記 号</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">(扶養)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">姓 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">配偶 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">被 用 生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">発 始 用 生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">通 用 区 分</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">被保険者番号又 は()内に記載の 名称表示</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">□ □ □ □ □ □</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">マイドア保険証()を利用すれば、事前の手続きなく、 高齢者扶助金に直接お支払いされることが可能になります。 領収書の記載欄に「マイドア保険証」と記入して下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">マイドア保険証をぜひご利用ください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">電 子 支 払 申 請</td> </tr> </table>		国民健康保険制度適用認定証				有効期間	年	月	日	交付年月日				記 号	番 号			(扶養)				住 所				姓 氏 名				配偶 氏 名				被 用 生年月日 年 月 日				発 始 用 生年月日 年 月 日				通 用 区 分				被保険者番号又 は()内に記載の 名称表示				□ □ □ □ □ □				マイドア保険証()を利用すれば、事前の手続きなく、 高齢者扶助金に直接お支払いされることが可能になります。 領収書の記載欄に「マイドア保険証」と記入して下さい。				マイドア保険証をぜひご利用ください。				電 子 支 払 申 請			
国民健康保険制度適用認定証																																																																	
有効期間	年	月	日																																																														
交付年月日																																																																	
記 号	番 号																																																																
(扶養)																																																																	
住 所																																																																	
姓 氏 名																																																																	
配偶 氏 名																																																																	
被 用 生年月日 年 月 日																																																																	
発 始 用 生年月日 年 月 日																																																																	
通 用 区 分																																																																	
被保険者番号又 は()内に記載の 名称表示																																																																	
□ □ □ □ □ □																																																																	
マイドア保険証()を利用すれば、事前の手続きなく、 高齢者扶助金に直接お支払いされることが可能になります。 領収書の記載欄に「マイドア保険証」と記入して下さい。																																																																	
マイドア保険証をぜひご利用ください。																																																																	
電 子 支 払 申 請																																																																	

参考

- 1. この辺は、対象者一人ごとで作成すること。
- 2. 例題：ある年齢層の被験者が、毎日何時間以上運動を行っているかを尋ねる場合では「A」と、回答例(例題)は「3又はそれ以上」である。この場合は、「A」と、同様例(例題)は「3又はそれ以上」が該当する場合に「A」と、同様例(例題)は「3又はそれ以上」が該当する場合に「B」として記載する。
- 3. 選択肢を複数選ぶ場合、「A」と、「B」のどちらかが該当する場合は「A」として記載すること。
- 4. この辺は、対象者一人ごとで作成すること。
- 5. 例題：ある年齢層の被験者が、毎日何時間以上運動を行っているかを尋ねる場合では「A」と、回答例(例題)は「3又はそれ以上」である。この場合は、「A」と、同様例(例題)は「3又はそれ以上」が該当する場合に「A」として記載すること。
- 6. 必要な被験者は、各項目ごとに答えてもらうことなく、内容を変更を加えることその他の調査の調整ができるること。
- 7. 別途被験者には、各項目ごとに答えてもらうことなく、内容を変更を加えることができる。

様式第一号の八三(第二十二条の四の関係)		(表裏)
住 意 事 項		
1. この様式による請求を受けた際に支払一括負担金の額は、保険医療機関等は被保険者に該当する事業者との間ににつき、別定された割合を限度とします。		
2. 保険医療機関又は指定訪問看護事業者によって療養を受けた場合は、該当する医療機関の名前と該当する事業者の名前を記入して下さい。		
3. 保険者の賃金がなくともとて又は記載された通院区域に該当する場合は、該当する区域の名前を記入して下さい。また、転居の場合は記入の際には、この欄を大きく見て下さい。		
4. 有効期間を経过了して延長使用することはできません。有効期間を超過した使用をして保険料を請求受けた場合は、保険料を徴収する場合があります。		
5. 有効期間を経过了してから、市町村から返還の請求があつたときまで、直ちに、この欄を市町村に届けて下さい。		
6. 本件は、市町村に提出する申請書類としての記入欄です。市町村における各項目は必ず記入下さい。		
7. 不正にこの証券を使用した者は、法律上)の罰則として取扱いを受けます。		
備 考		
○○都道府県民健康保険 定期用定期用拡充版		
有効期間 年 月 日 交付年月 日 月 日		
記 号	番 号	(扶養)
世 住 所		
姓 氏 名		
対 治 氏 名		
被 用 期 间	年 月 日	年 月 日
生 效 期 间	年 月 日	年 月 日
通 用 区 分		
医療者番号 (扶養)印 名称及び印	□ □ □ □ □ □	
のイニシャル印(印)を用意され、裏面の印捺印欄 高齢者特別料金における印捺印を省略する旨をお知らせす 定期用定期用拡充版の前項記述は同じくあります。 ・イニシャル印をぜひご用意ください。 ※ 本件は、市町村に提出する申請書類としての記入欄です。		

備考

1. この区分は、対象者ごとに作成すること。
2. 通常の構成は、用印を捺すが保険料支払権を有する被保険者の第4項第3号又は第5項第3号に該当する場合は「被保険者Ⅱ」と、同条第4項第1号に該当する場合は「被保険者Ⅰ」と、同条第5項第1号又は第6項第1号に該当する場合は「被保険者Ⅲ」と、同条第6項第1号に該当する場合は「被保険者Ⅳ」として記載すること。
3. は、記載するべき事項のうち、被保険者が同一の場合は「被保険者Ⅰ」と記載すること。
4. 二箇所以上ある場合は、各箇所の被保険者名を記載すること。
5. 必要がある場合は、各箇所の被保険者を逐一記載すること。
6. 被保険者等を記載する場合によること、注意事項を記すことができること。

様式第一号の八(四)(第二十一条の十項の関係)	(裏面)	
注意事項		
1. この申請は、一括贈与を受けた際に支受け一部負担金の額が、被扶養者に支給する場合に、被扶養者等事業者はこの申請につき、別途定めた範囲を限度としています。		
2. 保険扶助金又は指定扶助金事業者は必ず被扶養者を受け取った旨の証明書を提出し、扶助金の受け取りか、この旨を記載してください。		
3. 被扶養者の資産がなくとも又は扶助金を受けたときに50万円以上の現金を手取る場合は、扶助金の受け取った旨の証明書を提出して下さい。また、転出の届けを受けた場合は、この旨を記載ください。現金を手取らなかった場合は、扶助金を受け取った旨の証明書と扶助金を領取した旨の証明書を提出して下さい。扶助金を受け取った場合は、扶助金を受け取った旨の証明書と扶助金を領取した旨の証明書を提出して下さい。扶助金を受け取らなかった場合は、扶助金を受け取った旨の証明書と扶助金を領取した旨の証明書を提出して下さい。		
4. 6月の扶助金を受け取った場合は、扶助金を受け取った旨の証明書と扶助金を領取した旨の証明書を提出して下さい。		
5. 6月の扶助金を受け取らなかった場合は、扶助金を受け取らなかった旨の証明書と扶助金を領取した旨の証明書を提出して下さい。		
6. 不正にこの証明書を提出した者は、扶助金より即ち50万円を差し引かなければなりません。		
7. 不正にこの証明書を提出した者は、扶助金より即ち50万円を差し引かなければなりません。		
備考		
国民健康保険制度通用認定証		
有効期間 年 月 日 至年月日 年 月 日		
記 号	番 号	(校印)
組 合 所		
員 氏 名		
対 疗 働 家		
被 扶 養 者		
生 年 月 日	年 月 日	
通 用 区 分		
扶助金受取者 又は扶助金の 名称及び印	□ □ □ □ □ □	
イイハシ扶助金 60歳未満で用ひれば、被扶養者を除く高齢扶助金並に扶助金の額を減らさないが承ります。 限度額適用認定の申請書類は不要となりますので、 イイハシ扶助金をぜひご利用ください。		
※扶助金受取者と扶助金の額を同一であります。		

④ 通算期間：使用者が団体健康保険法第2条の3第5号又は第5項第3項に該当する場合は「現役会員」とし、同条第5項第1号又は第5項第2号に該当する場合は「被扶養会員」とし、同条第5項第4号又は第5項第5号に該当する場合は「低基上」と、同条第1項第4号又は第4項第1項に該当する場合は「低基下」と記載すること。

⑤ 会員登録する年月：健保登録届け提出の年の翌年から登録する年月を記載すること。

⑥ 会員登録する年月：健保登録届け提出の年の翌年から登録する年月を記載すること。

⑦ 必要欄を全部：各欄の記入をよくすることにより、登録申請を省略することができます。

⑧ 別途登録料等：別途登録料等を支払うことにより、登録申請を省略することができます。

備考 1. この用語は、通常の個人によって作成すること。
2. 適用区分欄は、適用する者を医療扶助保険法施行令第29条の第3項第6号に該当する場合は「1」と、同項第5号に該当する場合は「2」と記載すること。
3. 2c)記載する者のうち、法律扶助法の施行規則第3条第1項第2号に該当する者である場合は、適用区分欄に「1(税)」と記載すること。
4. 2c)記載する者のうち、法律扶助法の施行規則第3条第1項第3号に該当する者である場合は、適用区分欄に「2(税)」と記載すること。
5. 必要な扶助金を算出する各種の要素を著しく変更することなしで所得の変動を加えることその他の所要の調整を加えることができるのこと。
6. 別途専用欄等に記入することにより、事務手続を省略することができます。

備考

1. この場合は、効果あるとして記載すること。
2. 運用区分欄は、適用する人による国民健康保険法施行規則29条の3第4項第6号に該当する場合は「1」と、同項第5号に該当する場合は「2」と記載すること。
3. 2013年1月1日以後の申請は、健保証明書提出用紙の欄の欄頭に記載する者である場合は、運用区分欄に、「(1)現」(と記載すること)。
4. この欄の大きさは、縦13×メートル、横13ミリメートルなどとする。
5. 必要があるときは、各欄に墨書きで著しくなる程度の変更を加えることその所要の調整を加えることができる。
6. 別途保険料等を支拂うことにより上記を変更することができる。

備考 この用語は、誤りを容とすること。

備考 この用紙は、3列6面とすること。

様式第三(第四十四条関係)		(表) 面)
支拂いについて用意する。(後略) 〔入院時生活費〕	第十二条の二 (略)	国 健 康 保 健 証 直 〔法第四十五条の二二関係〕
2 (略)	3	
3 健康保険法第十九条各款(イ)に本法第二十六条第二項、第四十条、第十九条、第二十一条第三項から第六項まで、第四十一条の二及び第四十三条から第五条までの規定は、保健医療機関について受けた生活費及びこれに伴う入院時生活費の支給について用意する。(後略) 〔理屈〕	4 (略)	写 真
〔理屈外併用療養費〕	5 (略)	
第七条第三項 (略)	6 (略)	
7 (略)	8	
8 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第十九条、第二十一条の二、第四十一条の二第五項から第六項まで、第四十一条の二及び第四十三条から第五条までの規定は、保健医療機関について受けた生活費及びこれに伴う入院時生活費の支給について用意する。(後略) 〔理屈〕	9 (略)	官職又は職名 氏 名
9 (略)	10 (略)	(年 月 日生)
3-5 (略)	6-8 (略)	

備考 この用紙は A3(7枚と1枚)厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにしてください。

様式第三の二(第四十四条関係)	(表 面)
<p>四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十条の二第二項、第八項及び第十項、第五十二条の二に並び前条の規定は、保険医療機関等又は定期訪問看護事業者について受けた特別報酬書に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)</p>	
3~5 (略)	国 健 康 保 構 検 痰 試 (法第五十四条の二の三関係)
<p style="text-align: center;">字 真</p>	
<p>旨欄又は署名 氏 名</p>	
<p>(年 月 日生)</p>	

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。

<p>様式第四(第四十四条関係)</p> <p>(表一四)</p>	<p>国民健康保険検査証 (法第六条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">厚 生 省</p> </div> <p>官職又は職名 氏　　名</p> <p style="text-align: right;">(　年　月　日生)</p>
-----------------------------------	--

(裏)面	
第 号	国民保護法(抄)
令和 年 月 日 交付	(報告の徵収等)
	百第六条 次の各項に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるとときは、その事業又は財産の状況に関する報告を徴集し、又は当該職員に某地にその状況を検査することができる。
厚生労働大臣、地方労働局長、地方支局長、地方法務局長又は都道府県知事	<ol style="list-style-type: none"> 一 厚生労働大臣、都道府県知事は市町村長をして届出又は連合会 二 都道府県知事、当該都道府県組織を有する都道府県区域の市町村長をして届出又は連合会
府県知事	<p>3 前項の規定による監査を有する場合においては、当該職員は、その命令を受けて監査の実行を監督するため、監査の実行に必要な明確を擁護し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定によつて権限を、犯対査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>百第二十五条 組合又は連合会が、(百)第六条第一項の規定による報告を命令する、正確な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は百第二十八条第一項の規定による命令に違反したときには、その命令の適用を六十日以内の期間に留め置く。</p>

備考 この用紙は、A4判7番上！ 厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。

様式第四の二(第四四条関係)

(表 面)

⑤ 厚生労働大臣は、前項の規定に違反する行為を行なわれた時に就いて、当該行為をした者を更に復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為を行なった者に対し、行為を停止することを命ぜ、又は当該行為が中止されることを命ぜ、又は当該行為をするのに必要な措置を講ずることを命ぜ得る。

⑥ 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を行なう者が他の報告に従わないとときは、その方に対し、期限を定めて、旨旨勧告に従るべきを命令すことをできる。

(報告及び検査)

第百二十二条の三 厚生労働大臣は、前項を基準として他の規定によつて、同様の報告がある場合は、その上と重複される範囲において、同条第三項後半として第五項の規定に連なるものと認められる合理的の理がある者に対し、必要な事項に報告を求める。又は当該職員に当該者の監視若しくは業務に立ち入りて實地調査する。若くはにん腺等の部位の物を検査することができる。

2 第四五条の二第二項の規定は、前項の規定による検査又は検査について、同項第二項の規定は、前項の規定による権限について、それで準用する。

官職又は職名
氏 名
(年 月 日 生)

第 号	(原 面)	
	(被保険者記号・番号等の利用規約)	民間健康保険法(抄)
令和 年 月 日交付	百第六十一条の二(略)	(被保険者記号・番号等の利用規約)
	3 (略)	厚生省の規則による場合を除き、その者に業として行う行為に関し、その者に対し買賣、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする又はその者に契約の申込みをした者に対する、当該者又は被保険者等の外者に就する行為を「契約の申込み」とするものと定めなければならない。
	4 (略)	厚生省の規則等で、第一項規定の場合は、被保険者記号・番号等の付与する権利を有するものと定めなければならない。
	5 (略)	厚生省の規則等の外者の、常に規定する厚生労働省令で定める場合、被保険者記号・番号等を付与することを認めると。
	6 (略)	厚生省の規則等の外者の、常に規定する厚生労働省令で定めたところにより、被保険者記号・番号等の付与する権利を有するものと定めなければならない。
	7 (略)	被記されたデータベース(以下「データベース」といふ。)に番号等を付与する権利の有する者は、データベースに登録された情報の漏洩等の行為に際して被保険者記号・番号等を用いて検索することができるよう(具体的に述べたものをも)、
	8 (略)	データベースに登録された情報は、提供されることが許されているもの以外のものにはない。「提供データベース」といって、当該データベースに登録された情報を他に提供する行為(以下「提供」といふ。)を実行してはならない。
	9 (略)	厚生省の規則等の、第一項規定の場合は、提供データベースを構成するとき。
	10 (略)	厚生省の規則等の外者の、第二項に規定する厚生労働省令で定めた場合に、提供データベースを構成するとき。

備考 この用紙は、A4判7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

<p>(表面)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について適用する。</p>	<p>國民健康保険検査証 (法第百十三条関係)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏名</p> <p style="text-align: right;">(年 月 日生)</p>
--	--

備考 この用紙は、A4判(表上)、原紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること

(裏面)	国民健康保険法(抄)
第 号	(文書の提出等)
年 月 日 交付	<p>第百十三条 市町村及び組合は、被保険者による、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者の屬する世帯の世帯主若しくは組合員はこれらであった者又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問せさせることができる。</p> <p>第百二十七条 市町村は、条例で、第百条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は同条第二項若しくは第四項の規定により被保険者の選還を命ぜられこれにて応じない者にしテ十万元以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられこれにて従はず、又は第六条の規定による当該職員の質問に応じて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることできる。</p>

様式第六(第四十四条関係)

(表)面

<p>第百二十三条 被保険者又は被保険者であった者が、第百四十二条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは看護師を行つた者又はこれを使用する者が、第百十一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過失に処する。</p>	<p>国民健康保険検査証 (法第百四十四条)</p> <p style="text-align: center;">字 真</p> <p>官職又は職名 氏名 (年月日生)</p>
--	---

(裏)面

<p>第 号 令和 年 月 日付</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印</p>	<p>国民健康保険法(抄) (診療録の提示等)</p> <p>第百四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険料金に關して必要があると認めたときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは看護師を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、帳簿の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めたときは、療養の給付又は入院時食事導養費、入院時生活導養費、保険外併用療養費、訪問看護導養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該療養の給付又は入院時食事導養費、入院時生活導養費、保険外併用療養費、訪問看護導養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。 (費用規定)</p> <p>第百六十五条 第百六条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第百六条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。</p>
--	---

備考 この用紙は、A4判番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。